

入札…生駒市では次のような方式で実施している。

①**事後審査型条件付一般競争入札**：一般競争入札のうち地方自治法施行令第167条の5の2の規定により入札に参加するために必要な資格を定め、郵送方式によって条件付一般競争入札を実施し、開札後に、落札候補者に対して入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定するもの。

②**総合評価落札方式**：地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほか、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とするもの。

簡易型・特別簡易型の2方式ある。前者は、仕様書に基づく施工計画（工程管理・品質管理、安全管理、施工管理又はそのいずれかの項目）の提案、工事成績などの施工能力及び価格を総合的に評価するもの。後者は、技術的な工夫の余地が極めて小さい工事等で、施工計画の提案を求めず、工事成績などの施工能力及び価格を総合的に評価するもの。

③**合併入札**：同一現場内で同一時期に行う必要がある複数の建設工事について、従来の随意契約方式を見直し、競争性・透明性・公平性を高めるとともに、円滑で適正な施工を行うことを目的とする競争入札。

④**電子入札**：電子入札システムを使用して処理する競争入札及び開札事務。

*入札後、次のような**契約、財産の取得・処分**の場合には議会の議決に付さなければならない（「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」）。

①予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負契約。

②予定価格2000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5000平方メートル以上のものに係るものに限る）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする財産の取得又は処分。